

居宅介護・重度訪問介護重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

様に対するサービス提供開始にあたり、事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の概要

名称	株式会社 S o u r a
法人の所在地	東京都文京区千駄木3丁目42番5号 セントラルヴィラ千駄木102号室
法人の電話番号	03-6821-1855
代表者氏名	代表取締役 勝部 望美

2 本事業所の概要

事業所の名称	ホームケアよすが飯田橋
事業所の所在地	東京都新宿区新小川町9-10新神楽坂ハウス210号室
事業所番号	居宅介護 1310402795 (令和4年6月1日指定) 重度訪問介護 1310402795 (同上)
事業所が行っている他 障害福祉サービス	移動支援 訪問介護・第1号訪問事業
営業日 営業時間	月曜日～金曜日 9時～18時 (祝祭日、1月1日を除く)
サービス提供日 時間	1月1日を除く月曜日～日曜日 8時～19時 ※上記外の時間は、身体状況、生活状況に応じご相談をお受けいたします。
サービス提供地域	文京区、台東区、千代田区、荒川区、豊島区、新宿区
事業の目的 及び 運営方針	株式会社 S o u r a が開業するホームケアよすが(以下「事業所」という。)が行う居宅介護・重度訪問介護の事業(以下「居宅介護等事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「居宅介護員等」という。)が、障害者(児)に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

3 事業所の職員体制 (令和7年4月1日現在)

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供 責任者	1	1	1.5	介護福祉士
ヘルパー	0 0	1 3	0.5 1.5	介護福祉士 初任者研修修了

4 主たる対象者

身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者、難病等対象者

5 提供する居宅介護サービス・重度訪問介護サービス

(1) 居宅介護サービス・重度訪問介護サービスの内容

身体介護	利用者の身体に直接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 (例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院外出介助等、自立的生活支援のための見守りの援助等
家事援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事援助を行います。 (例) 調理、洗濯、掃除、買い物、寝具の管理等
医療的ケア	医師の指示のもと、口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう・腸ろう・経鼻からの経管栄養等

(2) ヘルパーの禁止行為

- ①利用者に対する暴力等の虐待行為
 - ②身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く。）
 - ③利用者の同居家族に対するサービス
 - ④利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（電球の交換・窓の拭き掃除、庭の手入れやペットの世話等）
- ※④の項目に関しては、下記に記載の保険外サービス（自費サービス）にて承れます。

6 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

居宅介護サービス・重度訪問介護サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額（居宅介護サービス・重度訪問介護サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。また、居宅介護サービス・重度訪問介護サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第31条により特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。

また、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者がある場合で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減される場合もあります。詳しくは、お住まいの区市町村にお尋ねください。

居宅介護サービス・重度訪問介護サービス提供に要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表により算定する単位数（下記表）に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額となります。

居宅介護サービス・重度訪問介護サービスに要した費用と利用者負担額の目安は、「契約書別紙」にてご説明いたします。

(2) 上記基本料金以外の負担金

「契約書別紙」にてご説明いたします。

(3) 交通費

「サービス提供地域」として定める文京区、台東区、千代田区、荒川区、豊島区、新宿区における介護サービス利用については、交通費が無料となります。

それ以外の地域への介護サービス提供につきましては、事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

(4) 記録等複写サービス

利用者の実費負担となります。

(5) その他

居宅介護サービス・重度訪問介護サービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話、その他必要物品等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(6) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

利用前日 18 時までにご連絡いただいた場合	無料
利用前日 18 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の全額

※ただし、病状の急変など、やむを得ない事情がある場合、キャンセル料は不要とします。

(7) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌々月 15 日前後に請求いたしますので、口座振替にてお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、請求書と一緒にお渡しします。

支払方法	支払要件など
口座引き落とし	請求月の 27 日に利用者が指定する口座より引き落とします。

7 介護サービスの利用方法

(1) 居宅介護サービス・重度訪問介護サービスの利用開始

居宅介護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。まずは、お電話などでご連絡ください。

介護サービスの提供に当たっては、適切な介護サービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) 介護サービスの終了

①利用者は、事業者に対して、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1 週間の予告期間をおいて文書でもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解約されます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

②利用者は、以下の場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ・事業者が、守秘義務に反した場合。
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念に逸脱する行為を行った場合。
- ・事業者が、事業所の廃止・縮小など、やむを得ない事情がある場合。

③事業者は、以下の場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ・利用者のサービス利用料金の支払いが 1 カ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、15 日以内に支払わない場合。

- ・利用者又はその家族が、事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ・利用者又はその家族が、従業者等に対して、暴力・暴言、その他人権侵害と受け取れる行動を行った場合。
- ・事業者が破産した場合。当事業者が正当な理由なく居宅介護・重度訪問介護サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ①利用者が施設に入所した場合。
- ②利用者の居宅介護・重度訪問介護に係る介護給付費の支給決定が取り消された場合又は介護給付費の支給決定の期間の満了に際し、新たな居宅介護・重度訪問介護に係る介護給付費の支給申請が不支給となった場合。
- ③利用者が死亡した場合。
- ④利用者が遠隔地へ転居した場合。

8 緊急時の対応方法

介護サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、事前の打ち合わせに沿って、必要に応じ別紙「緊急連絡先一覧」をもとに速やかにご連絡します。

9 この契約に関する相談・苦情の窓口等

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	矢野 寛樹
電話番号	03-6821-1846
受付時間	月曜日～金曜日 9時～18時（祝日、1月1日を除く）

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	文京区役所障害者福祉課 又は 文京区保健衛生予防対策課
電話番号	03-5803-1214（障害福祉課知的障害者支援係） 03-5803-1219（障害福祉課身体障害者支援係） 03-5803-1230（予防対策課保健予防係）
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 （祝日、年末年始を除く）

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金曜日 9～17時（土・日・祝日を除く）

※個人の秘密は守られます。相談は無料です。

10 虐待防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止責任者	矢野 寛樹
---------	-------